



日本銀行 政策委員会月報

令和3年8・9月



第861号

※ 日本銀行はインターネットによる情報提供を行っており、日本銀行作成の最新の論文や金融・経済データのほか、日本銀行の概要などをご覧頂けます。

・ホームページアドレス <https://www.boj.or.jp/>

※ 本月報の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合（引用は含まれません）は、予め日本銀行政策委員会室までご相談ください。

引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本月報は古紙を含有する用紙を使用しています。

目次

1. 議決事項	1
(1) 金融政策決定会合関係	1
◆金融市場調節方針の決定に関する件（9月21・22日）	1
◆資産買入れ方針の決定に関する件（9月21・22日）	2
◆「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション基本要領」の制定等の決定に関する件（9月21・22日）	3
◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（9月21・22日）	11
◆金融政策決定会合の議事要旨（2021年7月15、16日開催分）に関する件（9月21・22日）	15
(2) 通常会合関係	16
◆政策委員会月報（令和3年7月）に関する件（9月3日）	16
◆山形事務所の移転に関する件（9月10日）	16
◆令和3年度の職員の給与等に関する件（9月10日）	17
◆金融取引等審査会委員の選任に関する件（9月10日）	22
◆「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」の一部改正等に関する件（9月17日）	23
2. 報告事項	26

「日本銀行政策委員会月報 令和3年7月」の項番に誤りがありました。下記のとおり、訂正致します。

<誤>

1. 議決事項
3. 報告事項
4. お知らせ

<正>

1. 議決事項
2. 報告事項
3. お知らせ

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

◆金融市場調節方針の決定に関する件（9月21・22日）

本委員会は、令和3年9月21・22日の金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすることを決定した。

記

1. 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
2. 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。

◆資産買入れ方針の決定に関する件（9月21・22日）

本委員会は、令和3年9月21・22日の金融政策決定会合において、長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
2. CP等、社債等については、2022年3月末までの間、合計で約20兆円の残高を上限に、買入れを行う。

◆「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション基本要領」の制定等の決定に関する件（9月21・22日）

本委員会は、令和3年9月21・22日の金融政策決定会合において、民間における気候変動対応を支援するため、下記の諸措置を講ずることを決定した^{注1)}。

記

1. 「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション基本要領」を別紙1. のとおり制定すること。
2. 「補完当座預金制度基本要領」（平成28年1月29日決定）を別紙2. のとおり一部改正すること。
3. 「貸出促進付利制度基本要領」（令和3年3月19日決定）を別紙3. のとおり一部改正すること。

注1) 基本要領等については、インターネット・ホームページをご参照ください。

気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション基本要領

1. 趣旨

この基本要領は、民間における気候変動対応を支援するために行う資金供給オペレーション（適格担保を担保として、わが国の気候変動対応に資する投融資の残高の範囲内で行う、公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 貸付店

本店（業務局）または支店とする。

3. 貸付対象先

（1）金融機関等（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関等をいう。）および株式会社日本政策投資銀行のうち、次のイ、からハ、までに該当する先であって、別に定めるところにより選定した先とする。

イ、本行の当座預金取引の相手方であること

ロ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

ハ、気候変動対応に資するための取り組みについて別に定める事項の開示を行っていること

（2）貸付対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

（3）本資金供給の円滑な実施の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

4. 貸付方式

電子貸付とする。

5. 貸付期間

原則1年とする。満期日を貸付日とする新たな貸付けを行うことにより、継続的な貸付けを行う。

6. 貸付利率

年0%とする。

7. 貸付先

貸付対象先のうち希望する先とする。

8. 貸付先ごとの貸付限度額

貸付けごとに別に定める時点におけるわが国の気候変動対応に資する投融資（残存期間が1年以上のものに限る。）の残高に相当する金額とする。

9. 気候変動対応に資する投融資

次の（1）または（2）に該当するものと貸付先が判断する投融資とする。

（1）次のイ、からホ、までに掲げる国際原則または政府の指針に適合する投融資

イ、グリーンローン

ロ、グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

ハ、サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

ニ、サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

ホ、トランジション・ファイナンス

(2) 別に例示する投融資その他の(1)に準じる投融資

10. 投融資に関する開示

貸付先は、投融資が気候変動対応に資すると判断する際の基準について、別に定めるところにより開示する。

11. 貸付金額

8. の貸付限度額の範囲内で貸付先が希望する金額とする。ただし、その金額は、貸付時点における当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

12. 貸付日等

貸付日その他貸付けを行うために必要な具体的事項については、本資金供給の円滑な実施の観点から貸付けのつど決定するものとする。

13. 担保

(1) 貸付対象先は、適格担保を担保として差入れるものとする。

(2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)および「適格外国債券担保取扱要領」(平成21年5月22日付政委第63号別紙1.)の定めるところによる。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、金融調節上の支障がない限り2031年3月31日まで継続し、同日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「補完当座預金制度基本要領」 中一部改正

- 4. を横線のとおり改める。

4. 適用利率

- (1) }
(2) } 略 (不変)

- (3) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から、法定準備預金額および(2)の金額を減じた金額(零を下回る場合を除く。)のうち、次のイ. からハ. までの合計金額からニ. の金額を控除した金額に満つるまでの金額については、年0%とする。

イ. 略 (不変)

ロ. 付利対象積み期間における「貸出支援基金運営基本要領」(平成24年12月20日付政委第107号別紙1.)、「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」(令和2年3月16日付政委第12号別紙1.)および、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」(令和2年3月16日付政委第14号別紙3.)および「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション基本要領」(令和3年9月22日付政委第55号別紙1.)に基づく借入れ(円建てのものに限る。以下同じ。)の平均残高

- ハ. }
ニ. } 略 (不変)

- (4) 略 (不変)

(附則)

この一部改正は、本日から実施し、令和3年12月16日を起算日とする積み期間における利息の計算から適用することとする。

「貸出促進付利制度基本要領」 中一部改正

- 2. を横線のとおり改める。

2. 対象先

以下のいずれかの貸付の貸付対象先のうち、対象先とすることが適当でないと認められる特段の事情がない先とする。

- (1) }
∫ } 略 (不変)
(4) }

(5)「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション基本要領」
(令和3年9月22日付政委第55号別紙1.)に基づく貸付(以下
「気候変動対応オペ」という。)

- 3. を横線のとおり改める。

3. 付利対象金額および適用利率

次の各号の別に当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) }
(2) } 略 (不変)

(3) カテゴリーⅢ

付利対象積み期間における当座預金の平均残高から法定準備預金額、
カテゴリーⅠ対象金額およびカテゴリーⅡ対象金額を減じた金額(零
を下回る場合を除く。)のうち、当該積み期間中の毎日における次の

イ. からハ三. までの掲げる各貸付にかかる借入れの残高の当該積み期間における平均の金額の合計金額に満つるまでの金額を対象に、年0%の付利を行う。

イ. }
 ㊦ } 略 (不変)
ハ. }

ニ. 気候変動対応オペ

(附則)

この一部改正は、本日から実施し、令和3年12月16日を起算日とする積み期間における利息の計算から適用することとする。

◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（9月21・22日）

本委員会は、令和3年9月21・22日の金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について別紙のとおり公表することを決定した。

別紙

2021年9月22日
日本銀行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（賛成8反対1）^(注1)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。

(2) 資産買入れ方針（全員一致）

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

①ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。

②CP等、社債等については、2022年3月末までの間、合計で約20兆円の残高を上限に、買入れを行う。

2. また、前回の金融政策決定会合において骨子素案を公表した、気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション（気候変動対応オペ）について、その詳細を決定した（全員一致）。

3. わが国の景気は、内外における新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあるが、基調としては持ち直している。海外経済は、国・地域ごとにばらつきを伴いつつ、総じてみれば回復している。そうしたもとで、輸出や鉱工業生産は、一部に供給制約の影響を受けつつも、増加を続けている。また、企業収益や業況感は全体として改善を続けている。設備投資は、一部業種に弱さがみられるものの、持ち直している。雇用・所得環境をみると、感染症の影響から、弱い動きが続いている。個人消費は、飲食・宿泊等のサービス消費における下押し圧力が依然

として強く、引き続き足踏み状態となっている。住宅投資は持ち直している。公共投資は緩やかな増加傾向を続けている。わが国の金融環境は、企業の資金繰りに厳しさがみられるものの、全体として緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、感染症や携帯電話通信料の引き下げの影響がみられる一方、エネルギー価格などは上昇しており、0%程度となっている。また、予想物価上昇率は、横ばい圏内で推移している。

4. 先行きのわが国経済を展望すると、当面の経済活動の水準は、対面型サービス部門を中心に、新型コロナウイルス感染症の拡大前に比べて低めで推移するものの、ワクチン接種の進捗などに伴い感染症の影響が徐々に和らいでいくもとで、外需の増加や緩和的な金融環境、政府の経済対策の効果にも支えられて、回復していくとみられる。その後、感染症の影響が収束していけば、所得から支出への前向きな循環メカニズムが強まるもとで、わが国経済はさらに成長を続けると予想される。消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、エネルギー価格などの上昇を反映して小幅のプラスに転じていくと予想される。その後、経済の改善が続くもとで、携帯電話通信料の引き下げの影響剥落もあって、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、徐々に上昇率を高めていくと考えられる。

5. リスク要因としては、新型コロナウイルス感染症の帰趨や、それが内外経済に与える影響といった点について、不確実性が大きい。さらに、感染症の影響が収束するまでの間、企業や家計の中長期的な成長期待が大きく低下せず、また、金融システムの安定性が維持されるもとで金融仲介機能が円滑に発揮されるかについても注意が必要である。

6. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。

引き続き、①新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラム、②国債買入れやドルオペなどによる円貨および外貨の上限を設けない潤沢な供給、③それぞれ約12兆円および約1,800億円の年間増加ペースの上限のもとのETFおよびJ-REITの買入れにより、企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持に努めていく。

当面、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる。政策金利については、現在の長短金利の水準、または、それを下回る水準で推移することを想定している^(注2)。

(注1) 賛成：黒田委員、雨宮委員、若田部委員、鈴木委員、安達委員、中村委員、野口委員、中川委員。反対：片岡委員。片岡委員は、コロナ後を見据えた企業の前向きな設備投資を後押しする観点から、長短金利を引き下げること、金融緩和をより強化することが望ましいとして反対した。

(注2) 片岡委員は、財政・金融政策の更なる連携が必要であり、日本銀行としては、政策金利のフォワードガイダンスを、物価目標と関連付けたものに修正することが適当であるとして反対した。

◆金融政策決定会合の議事要旨（2021年7月15、16日開催分）に関する件（9月21・22日）

本委員会は、令和3年9月21・22日の金融政策決定会合において、金融政策決定会合の議事要旨（2021年7月15、16日開催分）^{注2)}を承認した。

注2) インターネット・ホームページをご参照ください（9月28日公表）。

(2) 通常会合関係

◆政策委員会月報（令和3年7月）に関する件（9月3日）

本委員会は、令和3年9月3日、政策委員会月報（令和3年7月）を承認した。

◆山形事務所の移転に関する件（9月10日）

本委員会は、令和3年9月10日、山形事務所を下記のとおり移転することを決定した。

記

現行所在地 山形市七日町三丁目1番2号（山形銀行本店ビル2階）

移転予定地 山形市旅籠町二丁目2番31号（山形銀行旅籠町ビル2階）

移転予定日 令和3年10月11日

◆令和3年度の職員の給与等に関する件（9月10日）

本委員会は、令和3年9月10日、令和3年度の職員の給与等について、下記のとおり決定した。

記

1. 管理職を除く事務職員・技術職員・庶務職員の定例給与およびエキスパート職員の月手当については、従業員組合との協議を整えたうえで、改訂（ベア）を行わないこと^{注3)}。
2. 職員の令和3年度の賞与について、「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」（平成10年9月21日決定）に基づき、次のとおり取り扱うこと^{注3)}。
 - (1) 管理職
5月および11月賞与の支給率を、いずれも2.269か月とする。
 - (2) 管理職以外の職員（エキスパート職員を除く）
従業員組合との協議を整えたうえで、5月および11月賞与の支給率を、いずれも2.124か月とする。
 - (3) エキスパート職員
従業員組合との協議を整えたうえで、5月および11月賞与の支給率を、いずれも0.971か月（担当者の補助的または定型的事務を職務とする者は0.746か月）とする。

注3) 日本銀行職員の給与等の概要については、インターネット・ホームページをご参照ください。

3. 最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき、令和3年度地域別最低賃金の改正が決定されたことを踏まえ、従業員組合との協議を整えたうえで、「事務職員・技術職員・庶務職員及びエキスパート職員の給与支給額、支給割合等」（平成10年9月21日決定）^{注4)}の一部を別紙のとおり改正し、令和3年10月1日から実施すること。

注4) 「事務職員・技術職員・庶務職員及びエキスパート職員の給与支給額、支給割合等」の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください。

「事務職員・技術職員・庶務職員及びエキスパート
職員の給与支給額、支給割合等」中一部改正

- 別表1中、1. を横線のとおり改める。

(別表1)

基本資格給（月額）

1. 事務職員および技術職員1・4種

(1) 総合職

資格	基本資格給
	円
総合2級	略（不変）
総合3級	281,800
	210,530
	157,590
	134,160
	114,830
	108,710
	95,480
	83,260
	80,210
	78,170
<u>61,360</u>	
<u>57,800</u>	

(2) 特定職および技術職員 1 種

資格	基本資格給	
	2ブロック 適用者以外	2ブロック 適用者
副参事 1 級	円	円
┆	略 (不変)	
副参事補	略 (不変)	
特定書記	160,650	160,650
	159,620	159,620
	158,610	158,610
	157,590	157,590
	156,580	156,580
	155,560	155,560
	129,070	129,070
	114,830	114,830
	103,620	103,620
	95,480	95,480
	83,260	83,260
	80,210	80,210
	78,170	78,170
<u>61,360</u>	<u>61,360</u>	
<u>57,800</u>	<u>57,800</u>	

(注) 略 (不変)

(3) 一般職および技術職員 4 種

資格	基本資格給
主 管	} 略 (不変) 円
∫	
副主務 3 級	
一般書記	167,770
	165,740
	163,700
	161,660
	159,620
	157,590
	155,560
	153,520
	123,980
	114,830
	98,530
	95,480
	83,260
	80,210
	78,170
<u>61,360</u>	
57,800	

◆金融取引等審査会委員の選任に関する件（9月10日）

本委員会は、令和3年9月10日、「役員の金融取引等に関する特則」（平成18年7月21日決定）^{注5)} 11. に定める金融取引等審査会の委員（以下「審査会委員」という。）に1名欠員が生じたため、同条項（3）イ、の定めに従い、以下の者を審査会委員として選任すること、および、同条項（3）ハ、の定めにかかわらず、その任期を他の審査会委員の任期満了日に合わせ2022年9月3日までとすることを決定した。

池田 綾子（新任）

注5) 「役員の金融取引等に関する特則」の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください。

◆「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」の一部改正等に関する件（9月17日）

本委員会は、令和3年9月17日、下記の1. および2. の諸規程をそれぞれ別紙1 および別紙2のとおり一部改正し、本年9月30日から実施することを決定した。

記

1. 「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」
（平成31年3月26日決定）^{注6)} 別紙1
2. 「代理店の設置等に関する基本要領」（平成12年6月30日決定）^{注7)}
. 別紙2

注6) 「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください。

注7) 「代理店の設置等に関する基本要領」の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください。

「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」
中一部改正

○ 第 2 章 1. (2) ロ. を横線のとおり改める。

ロ. 申出者につき、法令により流動性に係る規制（流動性カバレッジ比率規制および安定調達比率規制をいう。以下同じ。）の適用を受ける場合には、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。

「代理店の設置等に関する基本要領」中一部改正

- 5. (1) イ、(ロ) b. を横線のとおり改める。
 - b. 当該金融機関につき、法令により流動性に係る規制（流動性カバレッジ比率規制および安定調達比率規制をいう。以下同じ。）の適用を受ける場合には、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。

2. 報告事項

- 地域金融強化のための特別当座預金制度の運営状況（金融機構局）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（金融機構局）

令和3年10月26日

日本銀行政策委員会月報（第861号）

編集兼発行者 日本銀行政策委員会室長
中 島 健 至

発行所 日 本 銀 行

東京都中央区日本橋本石町 2の1の1
電話 03-3279-1111(代表)

本月報に関する照会は、日本銀行政策委員会室(03-3277-3680〈直通〉)までお寄せください。